

介護保険料とその納め方

第1号保険料（65歳以上）

65歳以上の方の保険料は、介護保険事業計画に基づいて3年ごとに見直しを行っています。令和6～8年度の保険料は下表のとおりとなり、基準額は第5段階の保険料です。また、第1～3段階の介護保険料の軽減を実施しています。

段階	対象者	年額（月額のみやす）	
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が <u>82万6,500円</u> 以下の方	基準額 ×0.285	22,710円 (月額1,892円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が <u>82万6,500円</u> 超120万円以下の方	基準額 ×0.485	38,650円 (月額3,220円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.685	54,590円 (月額4,548円)
第4段階	世帯の中に市民税課税者があり、かつ、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が <u>82万6,500円</u> 以下の方	基準額 ×0.9	71,710円 (月額5,976円)
第5段階	世帯の中に市民税課税者があり、かつ、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が <u>82万6,500円</u> 超の方	基準額 ×1.0	79,680円 (月額6,640円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	95,620円 (月額7,968円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	103,580円 (月額8,632円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	119,520円 (月額9,960円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.7	135,460円 (月額11,288円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.9	151,390円 (月額12,616円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.1	167,330円 (月額13,944円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.3	183,260円 (月額15,272円)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.4	191,230円 (月額15,936円)

※月額保険料は、基準額の月額に所得段階別の割合を掛けて、円未満の端数を四捨五入した金額を表示していますので、実際の保険料の額とは必ずしも一致しない場合があります。

※課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金等の課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などの非課税年金等は含まれません。

※合計所得金額は、年金、給与、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。第1～第5段階の方は「公的年金控除等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います。

※令和6年度(2024年度)は、下線部の「82万6,500円」を「80万円」に読み替えてください。

※令和7年度(2025年度)は、下線部の「82万6,500円」を「80万9千円」に読み替えてください。

■ 保険料の納付方法は2種類に分かれています。

区分	対象者	納付方法
特別徴収	年金を年間18万円以上受給している方	年金の受給月（年6回）に、保険料があらかじめ差し引かれます。
普通徴収	特別徴収以外の方	口座振替・納入通知書などにより市に納めていただきます。納期は4月から翌3月までの12期です。

※65歳になられたばかりの方や転入された方は、年金額が18万円以上であってもしばらくの間は「普通徴収」の方法で納めていただくことになります。

■ 保険料の軽減制度があります。

災害（震災・風水害・火災等）、失業、その他の理由で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付の猶予や、減免を受けられる場合があります。また、第2段階または第3段階の保険料で所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

■ 保険料を納めないでいると…

保険料を納めないでいると、督促状や催告書が送付され、延滞金がかかる場合があります。また、滞納している期間によって保険給付が制限される場合があります。介護サービスを利用しない場合でも、滞納が続くと滞納処分の対象となります。

滞納期間	介護サービスを利用したときに
1年以上	一時的に全額自己負担することになります。 後日、申請により保険給付分（9～7割）が支給されます。
1年6か月以上	一時的に全額自己負担することになります。 後日、申請により、保険給付分（9～7割）から滞納保険料分を差し引いた額が支給されます。
2年以上	滞納期間に応じて自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

第2号保険料（40～64歳）

加入している医療保険ごとに給与や所得に応じて保険料額が決まり、医療保険の保険料に上乗せして徴収されます。

詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

■ 問合せ先 介護保険課介護保険料担当

- ・資格・保険料に関すること 電話 21-3033
- ・保険料の納付に関すること 電話 21-3037